

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、新聞配達及び営業業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、勤務を終えて普通乗用車にて帰宅途中、信号待ちで停車しているところを後続車に追突され負傷した。

請求人は、翌〇日、C整形外科に受診し「頸椎捻挫」と診断され、平成〇年〇月〇日、D病院に転医し、「頸髄症」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第9級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人には、①せき柱の変形障害、②両上肢の尺側及び左足の神経症状、③頸部の神経症状及び④膀胱の障害が認められるところ、当審査会において、改めて、本件における一件記録を精査するも、E医師、F医師及びG医師の各意見等医学的所見に基づく決定書理由の説示は妥当であり、当審査会としても、請求人に残存する上記各障害の程度は、①は障害等級第11級の5「せき柱に変形を残すもの」、②は障害等級第12級の12「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」、③は障害等級第12級の12「通常の労務に服することはできるが、せき髓の症状のため、多少の障害を残すもの」及び④は障害等級第11級の9「頻尿を残すもの」に該当するものと判断する。そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人に残存する障害は、障害等級第9級の7「神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの」に該当するものと判断する。

(2) なお、請求人は、頸部痛により首の動きが悪く後ろを向くことができない旨主張しているが、E医師は、上記意見において「関節可動域の制限：無」と所見しており、更に一件記録を精査するも、同主張を認め得る医学的根拠を見いだすことはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第9級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。